

保育系弁護士がゆく

少子化時代をサバイブする園の護身術

第18号

不適切保育を遠ざけるために 意識すべきこと

レーヴ法律事務所では、全国の園の顧問弁護士として園・先生方のトラブル・悩みごとに対応しています。

事務所に寄せられる様々なご相談を基に、園に役立つ情報をお届けします。

レーヴ法律事務所共同代表。
慶応義塾大学法学部政治学科卒業、早稲田大学大学院法務研究科修了。2011年に弁護士登録。

2019年に保育園・幼稚園・こども園でのトラブルや法律問題を主に扱うレーヴ法律事務所の共同代表に就任。



弁護士
板垣 義一

Topic

残念ながら、不適切保育や虐待を行ってしまったという園のニュースが後を絶ちません。自園ではこういうことが起こらないようにという気持ちを強く持って園運営や日々の保育に取り組んでいるとは思いますが、それだけではなく、自園のことでなくてもこうしたニュースで職員が萎縮してしまったり、保護者が疑いの目で見えてきたりするなどの弊害も出てきてしまっているのではないのでしょうか。

園でこれまで当たり前に行っていたことについても、「虐待ではないか」「不適切保育ではないか」などと言われかねないような状況です。昔だったら問題視されていなかったようなことであっても、現在の考え方に照らすと不適当とされているようなこともあります。こういった時代の変化、園を取り巻く環境の変化に、どのように対応していけば良いのか、頭を悩ませているところかと思えます。

ズバッと解決するような方程式や答えはありませんが、重要なのは、根拠を持った対応をすることではないかと考えます。

保育の問題点を指摘されたときに、「これまで自園でやっていたから、なんとなく続いていた」で、回答として適切でしょうか。自園の常識が他園や世間一般の常識とかけ離れてしまっていたというのが、不適切保育が発生する原因の一つです。

もちろん、独自の保育活動を行うことも当然認められます。とはいえ、独りよがりな信念に基づく保育とか学問的見地から疑わしい内容の保育は、独自ではなく単なる間違っただけの保育でしょう。第三者に対する説明ができません。

不適切保育問題に関し、ニュースに触れ、また園からのご相談を受ける中で思うのは、職員が特に意識することなく不適切保育を行っていることが多いということです。「なんとなく」とか「それが当然のことであるかのように」、不適切保育をしまっている職員が多いです。問題のある行為について、それが問題であると認識できていないということです。

第三者に対して根拠を示して、その妥当性をきちんと説明できることが望まれます。保育内容を逐一精査すべきとまでは言いませんが、「なんとなく」やっていることを減らし、「なぜこの保育が必要なのか」「より良い保育のために何が 필요한のか」を、園あるいは個々の職員が自問自答できるようにしておくべきでしょう。

そのような意識付けをもって日々の保育を実践することにより、不適切保育をはじめとする園にまつわるトラブルが減っていくものと思われます。



園の困りごと、何でもお問合せください ～園の顧問弁護士～ レーヴ法律事務所

【東京弁護士会所属】

■ 弁護士/保育士 柴田 洋平 ■ 弁護士 板垣 義一 ■ 弁護士 今西 淳浩

TEL: 03-5336-3390

Email: reve.info@reve-law.jp

HP: <https://www.reve-law.jp/>

